

牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画の変更について

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)第7条

計画変更について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定により定められた牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画(以下「計画」という。)について、宮城県自然環境保全審議会(平成22年9月9日開催)の答申を経て変更し、牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画(改定版)を策定するもの。

2 計画変更の経緯

近年、牡鹿半島でシカの生息数の急増により農林業・生活環境被害の増大及び生息域の半島外への拡大が見られる。また、生息数増加による下層植生への食圧の増大は、林床崩壊を、さらには土砂崩落を招き、将来的には、県内有数の出荷額を誇る同地域の養殖業への被害も憂慮されることから、当該地域のシカを適正に管理し、及び被害を軽減することにより、人との軋轢を解消し、及びシカを含む生物の多様性を図るため、平成20年10月に計画を策定したものの。

しかし、個体数調整に関する事項については、推定生息数等の不確定要素が多数存在するため、平成20年11月1日から平成22年10月31日までの2か年の計画としていたところ、今般、平成22年11月1日から平成24年3月31日までについて内容の見直しを図ることとしたもの。

3 計画変更の概要

(1) 計画変更の背景

計画策定当初2か年の狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲頭数は高い伸びを示しているが、被害は減少傾向にあるとはいえない状況である。

捕獲の性比はオスが多く、一夫多妻制のシカはオスを多く獲ってもその繁殖力には影響が少ないことから、目標達成のためには、メスに対して、いかに高い捕獲圧をかけるかが重要となる。また、生息域が半島南部から半島北部に拡大しており、半島外へも侵出していることから、半島外でも更なる捕獲圧の強化が必要である。

(2) 計画変更期間

平成22年11月1日から平成24年3月31日まで(第10次鳥獣保護計画期間内)

(3) 個体数管理

- ・ 捕獲目標 年間1,500頭とする。
- ・ 狩猟期間延長 平成22年11月1日から平成24年3月31日までの間において、シカに限り、11月15日から2月15日までの狩猟期間を2月末日まで延長する。
- ・ 狩猟制限緩和 メスの捕獲を推進するため、現行の制限(狩猟者1人当たりの1日の狩猟頭数メス2頭又はオス1頭+メス1頭)を、残さ処理を適正に実施できる場合に限り、狩猟者1人当たりの1日の狩猟頭数を無制限とする。ただし、オスは、1日1頭までとする。